

奈良市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 8 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

福祉政策課

監査結果公表日 令和 4 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 22 号）

措置結果通知日 令和 5 年 10 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>都市計画総務費の切手類受払簿を査閲したところ、年度末に予算全額分の切手を購入していたが、使用されずに全ての切手が翌年度に繰り越されていた。また、所属長による月締め確認が行われていなかった。</p> <p>切手類を年度末に購入するこのような行為は、単に予算を消化するために行っているものと見受けられるため、所管課は必要枚数を適切に把握した上で計画的に切手類を購入するとともに、使用状況、残高等について、月に一度の所属長による確認を適切に受けられたい。</p> <p>また、都市計画総務費については、令和 4 年度に新設された交通バリアフリー推進課に移管されたが、切手の引継ぎが行われていなかったため、交通バリアフリー推進課が令和 4 年度予算で新たに切手を購入していた。</p> <p>所管課は、不要な執行を避けるためにも、業務が移管された場合は業務に付随する切手等の財産についても漏れなく引継ぎを行われたい。</p>	<p>監査の指摘以降、切手類の購入については使用数量の適切な見通しを立て、計画的に予算執行を行いました。</p> <p>あわせて、令和 5 年 1 月以降、月一度の所属長による月締め確認を行うよう改めました。</p> <p>また、都市計画総務費の切手については、交通バリアフリー推進課へ引継ぎを行いました。</p> <p>今後、業務の移管による切手の引継ぎの必要が生じた場合は漏れなく引き継ぐこととします。</p>

衛生浄化センター

監査結果公表日 令和5年6月30日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和5年10月5日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を1者からしか徴取していない事例があった。</p> <p>奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第18条の2の規定に基づき、2者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>令和5年度から予定価格20万円以上の施設修繕料の執行については、見積書を2者以上から徴取し、見積り合わせを実施した上で適正な契約事務を行うよう徹底しています。</p>